

○大津市消化器がん検診協議会規則

平成24年12月25日

規則第138号

改正 平成29年 5月15日規則第 81号

平成29年12月22日規則第118号

令和7年4月1日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)第4条の規定に基づき、大津市消化器がん検診協議会(以下「協議会」という。 )の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平29規則81・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 消化器がん検診(胃がん検診を除く。以下同じ。)の運営に関すること。
- (2) 消化器がん検診の精度管理及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消化器がん検診の実施に関し市長が必要と認めること。

(平29規則118・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。 )は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の委員の互選により定める。

4 前2条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該専門部会の委員」と読み替えるものとする。

(平29規則81・追加)

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部保健所健康推進課において処理する。

(平29規則81・旧第7条繰下、令7規則33・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平29規則81・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。

附 則(平成29年5月15日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月22日規則第118号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日規則第33号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。